

令和5年度 第2回

杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会  
議 事 録

令和6年1月22日（月）

	令和5年度 第2回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会
日時	令和6年1月22日(月) 午前10時～午前11時45分
場所	杉並区役所中棟4階第2委員会室

出席者	委員	井上、小笠原、石井、正木、松枝、平井、内山
	条例第13条による出席者	
	説明員(区)	土木担当部長 都市整備部参事(道路担当) 狭あい道路整備課長(土木管理課長兼務) 建築課長 事務局
傍聴	なし	
資料	事前	・開催通知 ・次第 (1) 令和5年度第1回議事録 (2) 重点整備路線の取組 (3) 平成30年度に指定した整備地区の取組 (4) 令和4年度狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況
	当日	参考資料：方南一丁目地区防災まちづくり通信 第14号・第15号 参考資料：私道舗装等整備助成のご案内
会議次第	1 開 会  2 議 事 (1) 重点整備路線の取組み状況 (2) 整備地区の取組み状況について  3 報 告 (1) 令和4年度実施状況報告(確定版)について (2) その他  4 閉 会	

## 令和5年度第2回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会

狭あい道路整備課長 それでは、皆さんおはようございます。定刻前でございますけれども、皆さんおそろいになりましたので、令和5年度第2回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会を始めさせていただきたいと思います。

会長に協議会の開会、議事の進行をお願いいたします。会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

会長 では、これから令和5年度第2回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会を開催したいと思います。

開催に先立ちまして、事務局から報告事項があればよろしくお願ひします。

狭あい道路整備課長 本日、委員の皆様の出席状況ですけれども、協議会の委員7名のうち、全員ご出席いただいておりますので、本会につきましては有効に成立している状況でございます。

また、協議会の記録のために写真撮影と録音をさせていただきますので、ご了承のほどよろしくお願ひいたします。

会長 分かりました。では、よろしくお願ひします。

本日の議事録への署名ですが、〇〇委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

傍聴の申出はあるでしょうか。

狭あい道路整備課長 本日、傍聴の申出はございません。

会長 それでは、本日の議題に沿って議事を進めたいと思います。

まず、今日の議事ですが2つございます。「重点路線の取組みの状況」と「整備地区の取組みの状況」について議事を進めたいと思います。

それでは、事務局から議事についてご説明をお願いします。

狭あい道路整備課長 お配りしている資料の確認をさせていただきます。

まず、次第です。A4が1枚と「令和4年度狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況」の確定版ということで、つづったものをお配りしています。実施状況につきましては事前にメールでお送りした資料でございますけれども、本日印刷したものも併せてお配りしております。

また、参考資料としまして、方南一丁目地区防災まちづくり通信14号と15号、色刷りのものと、本日追加ということで、「私道舗装等整備助成のご案内」というリーフレットをお配りしてございます。

不足はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

その他、前回の議事録、「重点整備路線の取組」「整備地区の取組」はお手元のパソコンにPDFファイルとしてデスクトップに保存してございます。資料説明の際は説明箇所を自動でパソコンに映してまいりますので、ご確認いただければと存じます。

なお、令和5年度第1回協議会議事録につきましてはメール等で事前にお送りさせていただいてございますけれども、修正等のご指摘がなければ確定とさせていただきますので、よろしく願いいたします。特によろしいですか。

では、確定とさせていただきます。

それでは、初めに重点整備路線の取組について、狭あい道路整備推進係長の  
大島から説明させていただきます。

狭あい道路整備推進係長 狭あい道路整備推進係長、大島です。よろしく願いします。

私からは、「重点整備路線の取組」と「整備地区の取組」を説明させていただきます。

まず、重点整備路線の取組についてご説明いたします。

重点整備路線は、図に示した1号路線から7号路線が指定されています。

初めに、平成28年に指定した1号路線から4号路線における最近の進捗をご報告いたします。

会長 資料は、パソコン上の画面でということですね。配付資料にはないということですね。

狭あい道路整備推進係長 パソコンへ映させていただいております。

会長 皆さん、画面でご確認ください。

狭あい道路整備推進係長 では、続けさせていただきます。

3号路線につきまして、戸別訪問を11月に実施いたしました。その実施状況が資料に示したとおりになっております。赤色が拡幅済み、黄色が申請中、青色が交渉中、黒色が確認済みということになっております。

戸別訪問につきましては、交渉中、確認済みであった24件を対象に実施いたしました。協議申請中が2件増えました。今後は交渉中となっている方との交渉を継続していく形になっております。申請中のものから1件拡幅済みが増えまして、交渉中のところのからも申請が1件増えました。交渉中のところから確認済みということで、今回の整備に至らず、建て替えを待つというご判断をされた方が6件と、確認済みの中から申請中という形になったものが1件ござ

います。

次に、前回の協議会でご報告いたしました協議を再開した3号路線沿線の協議でございますが、拡幅整備が完了いたしました。当該地は赤色で示させていただいておりますが、支障物件として花壇と埋め込み式のポールが存在いたしました。拡幅整備に伴って、この支障物件も解消された形となっております。真ん中が整備前の写真、右側が整備後の写真となっております。

次に、黄色で示した3号路線沿線の敷地におきまして、先ほどご案内した職員による戸別訪問の結果、狭あい協議を受け付けることができました。現在は協議を終えまして、拡幅整備に向けて調整をしております。

敷地は角地になりまして、北側が2項道路、西側が区道42条1項1号道路になりますが、西側の区道沿いについては拡幅整備はないのですけれども、同様に塀が並んでおりますので、市街地整備課の危険ブロック塀の助成を受けて、既存ブロック塀の更新を計画している敷地となっております。

次に、令和5年に指定しました、図に赤色で示している5号路線から7号路線について、今年度現況測量を行いました。測量に基づいた戸別訪問を順次行っていく予定になっております。

測量結果に基づいて、訪問予定の各敷地をお示ししております。水色で示しているところが訪問予定のところ、黄色で示しているところが今協議中のところ、緑色のところが建物が突出しておりまして建て替えを要する物件、赤色が既に拡幅を終えているところになっております。

5号路線につきましては12件の訪問を予定しております。西側6号路線につきましては11件の訪問を予定しております。

次に、重点整備路線の7号路線につきましては、同様に、44件の訪問を予定しております。

次に、5号路線ですが、先ほど黄色で示させていただいた敷地についてです。こちらは、新たな重点整備路線の説明会を行った際に、拡幅整備にご興味いただいた方からの協議を受け付けておりました。現在は協議を終えまして、拡幅整備に向けて調整しているという状況になっております。ちょうどお庭で使われているところになりますが、こちらは角地ですけれども、東側が今回の重点整備路線に該当しております。

次に、7号路線につきましては、杉並第七小学校の向かいのところになりますが、既存塀のやり替えをご検討されている方でいらっしゃいまして、併せて拡

幅整備にもご協力いただけるということで狭あい協議の申請を受け付けております。こちらも協議を終えまして、拡幅整備に向けて調整しております。こちらでも角地でございますが、東側、南側ともに2項道路の重点整備路線というところで、隅切りも含めての整備がかないます。

続きまして、平成30年に指定しました整備地区の取組みについてご説明させていただきます。

杉並区では、地図の黄色で示した部分を整備地区に指定しています。整備地区では、平成28年に指定した東京都の防災都市づくり推進計画の整備地域、不燃化特区として指定されている地区と、平成30年に地震被害シミュレーションで火災による延焼被害が特に高いと想定される地域を指定しております。

その整備地区のうち、地図中赤枠で示した部分が平成30年に指定した整備地区でございます、「梅里1丁目」「堀ノ内2、3丁目」「松ノ木1～3丁目」「成田東1、2丁目」が該当します。こちらの平成30年に指定した整備地区への取組についてご説明いたします。

整備地区で行っている現況調査、戸別訪問のスケジュールについてです。

表に示したとおり、松ノ木地区、堀ノ内地区、成田東・梅里地区の3地区に分けて、令和元年度より順次現況調査を行い、その調査結果に基づいて戸別訪問を実施しているという状況になっております。今年度につきましては、成田東・梅里地区、堀ノ内地区での委託を用いた意向調査、戸別訪問と、昨年度の路線調査、測量委託に基づいた松ノ木地区での戸別訪問についてご報告いたします。

今年度実施した成田東・梅里地区、堀ノ内地区への意向調査、戸別訪問委託についてご報告いたします。

地図中黄色で囲んだ地区が対象の地区となります。令和2年度、3年度に実施した成田東・梅里地区、堀ノ内地区の現況調査に基づきまして、戸別訪問を委託により実施いたしました。

区道沿いに存在し、現況調査によりA判定、後退用地内に空間が確保されている敷地と、B判定、後退用地内に建物がなくて支障物は塀のみと判定された訪問対象の306件につきまして、事前に広報ですとか、お示しのおりのチラシで戸別を行うことを周知した上で、令和5年9月より訪問を開始いたしました。175件の方と直接お会いし、折衝することができました。

直接お会いできなかった方につきましては、日を改めて再度訪問しました。

その改めでの訪問でもお会いできなかった方や共同住宅、駐車場については、管理会社や土地所有者へチラシとお示しているようなアンケートを送付いたしました。

訪問対象は、黄色で示した306件、延べの訪問回数は632回、パンフレットの配布は283枚となっております。以上の結果、現時点で10件の協議に結びつけることができました。今後は、返送されてくるアンケートなどで後退整備に興味を示されている方との折衝を職員で行っていく形となっております。

次に、新たな重点整備路線の候補路線につきまして、「整備地区の取組みの中で推進すべき」との協議会でのご意見に基づき、昨年度実施した路線調査、測量委託の結果により、おおむねの後退位置を示しながら、令和5年の11月に戸別訪問を職員により行いました。対象の22件を訪問し、7件の方と直接お会いし、折衝することができました。戸別訪問同様、直接お会いできなかった方にはパンフレットの投函をいたしまして、改めて訪問させていただきました。現時点では3件の協議に結びつけることができいております。

以上で、重点整備路線と整備地区のご報告となります。

狭あい道路整備課長 では、報告について以上でございます。

会長 ありがとうございます。

一旦ここで区切って、質疑応答、委員の方からご意見いただければと思います。重点整備路線の取組みと、整備地区の取組みという2つの報告があったわけですが、ちょっと分かりにくいこともあったと思うので、ぜひそういうことも含めてご質問あるいはご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

〇〇委員 質問をさせていただきます。

この拡幅事業というのは強制力がないものですから、地道にこつこつとやるしかないので、その努力には敬意を表しているものですが、まず、この重点整備路線の取組みからご質問させていただきたいのですが。

あと、意見ですが、重点整備路線③というところがありますね。これは全体のイメージとしては非常に分かりやすくいいなと思っているのですが、平成28年、令和4年、令和5年と、地図の縮尺が少し違うような感じがして、令和5年のこの部分はどこかなと探すとちょっと見づらいなと思うのです。令和5年の縮尺に合わせて、令和4年とか平成28年があったらいいなという感じがしました。これが1つです。

それから、重点整備路線③の次の表、先ほどこれのご説明があったのですけ

れども、令和5年現在の1、1、1、6という数字が書いてありますよね。これの意味が、もう一度説明していただきたいのですが、よく分からなかった。

狭あい道路整備推進係長 こちらの表になりますが、令和4年現在のものから令和5年現在でどのように件数が動いたかというところをお示ししているところです。

まず上から1つ目、赤矢印の「1」については、この後でご報告さしあげた再開した申請中の協議が、拡幅が済みましたというところで、「申請中」から1件「拡幅済」に動きましたということで、赤矢印の「1」という形で書かせていただいております。

次の黄色い矢印の「1」が2つ並ぶところですが、上側については「交渉中」だった敷地が戸別訪問等によって申請をご提出いただいたと、この2つ先でご報告している角地のところが「交渉中」だったものが申請に至り1件動きがありましたというお示しになっております。

次の下側の黄色い矢印の1件ですが、これはもともと「確認済」というところで、建て替えを待っていたような形にはなるのですが、今回そのような動きがあったので、我々の営業とは別に協議申請が出てきたという1件になります。

次の灰色矢印の6件につきましては、戸別訪問で交渉中だったところが、今回訪問したところで建て替えを待つという意思が確認できたということで、6件「確認済」というところで増えているという形になっております。

会長 このこの表の「確認済」という意味がよく分からないのですが、定義をご説明いただけますか。

狭あい道路整備推進係長 定義といたしましては、建て替えを待つということの意思が確認できたという形になっております。ですので、建て替えを伴わずに後退整備へのご協力はいただけないという意思表示をされたというところです。

会長 「確認済」というのは、要するに後退、塀だけ下がるということは嫌だと。そうではなくて、自分の建物を建て替えるときに同時にやるから、それまで待ってくれという方が、この「確認済」ということですね。

狭あい道路整備推進係長 そういうことです。

〇〇委員 分かりました。

例えば、その「確認済」の令和4年7件が矢印で「申請中」の「5」に向かっていきますよね。この7件のうち、隣が「6」と書いてあって、「確認済」の1件が「申請中」に上がって、6件が残ったという意味ではないのですね。



狭あい道路整備推進係長 7件のものから、1件申請中に移ったので、7引く1で6になります。

〇〇委員 そういう意味なのですね、これね。

狭あい道路整備推進係長 そこから、今度は「交渉中」のところから6件「確認済」が増えますので、ちょっと足し算があれなのですけども、7引く1足す6。

〇〇委員 7－1＋6で12になる。

〇〇委員 そうすると、「交渉中」というのは、4件が上に行ったのは。

狭あい道路整備課長 「交渉中」については、令和4年度は17件だったのですけれども、そのうち1件が「申請中」に動いて、6件が「確認済」に動いたということになるので、令和5年度の「交渉中」については、17から1件と6件を引いた残り10件ということになっています。

〇〇委員 結局、分かりにくかったのですけれども、交渉したけれども駄目で、「確認済」に下がってしまったものもあるということですね。

うまくいったのが、交渉から「申請中」に上がったのが何件あるかということ。4件か。1件だけ。

会長 矢印についている数字が。

〇〇委員 1件だけだと、そういう意味なのですね。ちょっとこの表は分かりにくいと思います。「確認済」というのもどういう意味だったかよく分からなかったし。

狭あい道路整備課長 その辺は、もう少し分かりやすいように、表現については考えていきます。

会長 表を作られた方の思い込みでタイトルが決まっているのですが、我々が一般的にぱっと見たら、「交渉中」は分かるけれども、「確認済」という意味が分からない。建築確認とは違うし。注釈を入れるとか、少し分かりやすくしていただければと思います。

〇〇委員 あと、例えば「重点整備路線⑤・⑥」などで、「訪問」「協議中」「建替を要する」「拡幅済」と書いてありますよね。これ、例えば⑤だと合計すると60件なのだけれども、要するにこの60件で全部の戸数という意味で、これ以外に何かあるというわけではないのですよね。

狭あい道路整備推進係長 基本的には、合計が60件で、敷地が分割されることがなければ増えません。

〇〇委員 「建替を要する」というのは、どういう意味なのでしょう。それを所有者が理解したということですか。

狭あい道路整備推進係長 後退線に建物が突出しており、建物の建て替えを伴わない後退が難しいような状況です。

〇〇委員 客観的にそういう建て替えを要するということが分かったという意味なので  
すか。

狭あい道路整備推進係長 そうです。

〇〇委員 それを所有者が理解して、将来建て替えのときには後退しますよというところ  
まで進んでいるという意味ではないのですか。

狭あい道路整備推進係長 そういう状況ではないです。客観的な状況で。

〇〇委員 客観的に建て替えを要する場所だという意味なのですね。分かりました。  
「拡幅済」というのは、もう全て終わったということでもいいのですね。

狭あい道路整備推進係長 はい。建て替えに伴っての整備が終わっております。

〇〇委員 次に、整備地区の取組みというのを質問したいのですが、戸別訪問ス  
ケジュールというのがございますよね。最初に現況調査をして、それから、チ  
ラシを配布するなり何らかの行為があつて、路線調査・測量というのをして、  
最終的に意向を把握するみたいな流れで行っているのでしょうか。

このスケジュール表を見ると、成田東のところは、路線調査・測量というの  
が書いていないのですけれども、路線調査・測量をしないで意向把握はできな  
いのではないかなと思うのですけれども、成田東は何で路線調査・測量という  
のが入っていないのでしょうか。

狭あい道路整備推進係長 路線調査・測量というのが、昨年度行ったのですけれども、コロナ禍という  
ところもあつて、直接の訪問を差し控えさせていただいているという状況もあり  
まして、新たな重点整備路線の選定作業もあつた中で、一部の路線に事前に  
測量を入れさせてもらったという形になっております。

ですので、戸別訪問、意向把握については、現況調査に基づいての戸別訪  
問、意向調査が行えますので、その中で、今年度は委託を用いて実施いたしま  
した。

〇〇委員 そうすると、路線調査・測量の意味ですけれども、まずこれは整備地区全部  
に、この地区について全部やったのではなくて、一部をやったということす  
ね。

狭あい道路整備推進係長 そうです。

〇〇委員 路線調査・測量というのは、例えば中心線を決めて後退する距離が何メー  
トルあるとか、そこまでを明らかにしたということなのですか。

狭あい道路整備推進係長 はい。

〇〇委員 成田東も、それをやらないで。でも、実際やらないと拡幅というのは進まな

いと思うのですけれども。

狭あい道路整備課長 最初に令和3年度でやっている現況調査の中で、おおむねの後退の有無、おおむねの後退の位置は把握しているような状況なので、その調査に基づいて戸別訪問を令和5年度に行ったという状況です。

〇〇委員 意向把握というのは、要するに、拡幅工事をしてもいいですか、どうですかということを聞いているわけですよね。

狭あい道路整備課長 そうです。

〇〇委員 分かりました。

あと、区からのお知らせというところが、つまらないことを聞くのですけれども、この赤で囲まれている中で、整備地区には松ノ木地区というのも入っているわけですが、区のお知らせには松ノ木地区が除外されているのは、何か理由があるのでしょうか。

狭あい道路整備推進係長 今回、この広報に載せたものは、委託を用いて実施する戸別訪問についてお知らせした形になっておりまして、松ノ木地区については職員が直接訪問させてもらっておりますので、時期ですとか対象が異なるので、今回こちらに載せているのは、委託による戸別訪問についてのご説明になっております。

〇〇委員 後の資料で松ノ木地区も戸別訪問したというのは分かるのですけれども。別にここに書いていないのは特別そういう、要するに業者に委託したのか、直接職員がやったのかの違いだけで、特にお知らせには載せなかったというだけ、そういうことですか。

狭あい道路整備課長 外部の事業者がお宅に訪問していろいろ狭あいのお話をするというところもあったので、特に外部に委託したものについては広報に載せて、こういう事業者が伺いますよというのを広く皆さんにお知らせしたというようなところになります。

〇〇委員 当然戸別訪問するときには、事前に訪問しますよというお知らせはするわけですよね。いきなり行くということはないですよね。

狭あい道路整備推進係長 対象のお宅に、この画面の右側のチラシを事前に投函した上で、後日訪問している。

〇〇委員 分かりました。

あと、後ろのほうの資料で、令和5年度の戸別訪問した資料が出ていて、協議申請が10件とか3件とか出ていますけれども、これが、協議申請して、既に拡幅工事まで入ったというものの中にはあるのでしょうか。

狭あい道路整備推進係長 まだ拡幅の整備にまで至っているものはないですね。

〇〇委員 申請中というだけですか。

狭あい道路整備推進係長 はい。まだ準備段階というか。

〇〇委員 分かりました。

以上です。

会長 ほかの委員の方、どうでしょうか。ご質問。

では、私から。先ほどの重点整備路線で、新規に指定した⑤⑥⑦のところで、各敷地に色が塗られていて、「拡幅済」と書いてあるのですが、この「拡幅済」というのは、L形も移って道路状に整備されているという理解でよろしいでしょうか。L形は移っていないで、ちょっと段差のある後退用地があるような、そういうのは入っていない。いわゆる道路状になっている、道路の形態をなしているというものが、この「拡幅済」という敷地だという理解でよろしいですか。

狭あい道路整備推進係長 はい。そうなります。

会長 分かりました。

今私が言ったのは逆に言うと、訪問だとか、そういうことでお願いをしていくということですね。分かりました。

いかがでしょうか。ご質問、ご意見があれば、ぜひ。

〇〇委員 今の5号と6号の関係で、細かいのですけれども、5号の路線の右側の家で、ずっと上から来て、後ろ側にあるのだけれども水色になっている、これは路地状敷地ということなのですか。ここは路地状なのですよ。

狭あい道路整備推進係長 はい。

〇〇委員 あと、先ほど説明された「建替を要する」というところと、「訪問」と「協議中」という話で、「建替を要する」というのは、線の上に建物自体が乗ってしまっているから、建て替えないことには下がれないという意味になるわけですよ。それは客観的に線の上に乗っているから、建て替えない限り無理だよ。ねと、今すぐに建て替えるという意向がないかどうかということとの、持ち主の主観とは関係なく、客観だという表記の仕方だということだと思っておりますけれども、訪問とか協議というのは、建物とかは客観的には乗っていないけれども、支障物件があるとか、塀が出ているとか、そういう話ということですか。それは、かかっているけれども、主観としてやるかどうかの問題という区別ということでしたか。「訪問」と「建替を要する」の表記の違いというか、主観

と客観というか、分け方が、言い方が正しいかどうかあれなのですけれども。

狭あい道路整備推進係長 我々の主観というか、路線で今回測量を入れておりますので、後退線はおおむね出ているというところになりますので、その測量結果、建物の位置も測量しておりますので、その後退線に建物がかぶっているか、かぶっていないか。かぶっていないところについては客観でしかないので、訪問を行って意向を確認していくという。

〇〇委員 かぶっているものは確認をしない。それはもちろん建て替えないといけないので、確認したところで、言われたから今日建て替えますという人はあまりいないと思うのですけれども、そこは客観的に建物に乗っている人については確認はしない。

狭あい道路整備推進係長 建て替えを伴わずに後退整備される方への助成のメニューになっておりますので、建て替えを要する方は、通常どおり助成金としてはあまり出ない形での拡幅整備になりますので。

会長 微妙ですよ。例えば5号路線で言えば、12件の訪問と書いてある方は、建物もかからないし、後退もそんなに負担が重くないだろうと、だから訪問して営業してみようと。だけれども、建物がかかる人は、どうも建て替えをしなければいけないから、そこまで勧めるはどうかという、ちょっと遠慮があると思うのです。

逆に言うと、遠慮なく訪問されて、ここは重点整備路線ですよ、後退いかがですかと、建て替えると後退整備も、この路線の整備費用ではないのだけれども、そうではない、通常の建て替えの助成制度があるわけですから、そういうのもありますからいかがですかというように営業に行くというのは、ないわけではないですよ。

そのうち6件が、「分かった。すぐ建て替えます」となるとは私も思いにくいのですが、情報としてはそういうことがあるのだということを理解していただくことにはつながると思うのです。

だから、最初から行かないと決めてしまうのか、行くことは行くのだけれども、さっと引き下がってくるかと、そういうことも判断ですけれどもね。

狭あい道路整備課長 優先度として、建て替えしないで拡幅できるところについては、相手の方もハードルが低いし、できるところが多いだろうから、そこを優先してまずは営業をかけていく。

今お二人おっしゃったように、建て替えを要するところについても、区とし

てそういう狭あい道路を拡げるという事業をやっていますよということのPR  
ということを含めて訪問するというには意味があることだと思いますので、  
順位づけとしてどこからやっていくかという中で、今のところは建て替えをし  
ないで拡幅できるようなところを優先して訪問をしているという状況ではあり  
ます。

〇〇委員 結構、家がそろそろ古くなってきているとか、昨今のこういう震災とか  
あって、「そろそろもしかしたら建て替えてもいいかも」と思っている人がそ  
ういうのを聞くと、「それが使えるのだったら今やろうかな」みたいな人がい  
ると思うのです。それは私、自分のことなのですけれども。あれば、そろそろ  
とっていて、この機に建て替えて、それだったら一緒に下がるのもやってし  
まおうかなと思う人もいるのではないかなとは思っているので、もちろんマンパワー  
の問題もありますし、ほかに優先すべきことがあるのであれですけれども、  
「建替を要する」ところが60件とかだったらそれはと思うのですけれども、6  
件ぐらいだったら一緒にポスティングでもしていただくと、そういう人がい  
ると動機づけにはなるのではないかなというような気がしました。制度自体と  
はちょっと外れますけれども。

会長 そもそも重点整備路線に指定するというのは、路線として拡がるのが早くで  
きるといいねという、それが考え方でしょうから、最初から遠慮して行かない  
というよりは、一緒に、どうせ6件ぐらいなので、訪問されるときにちょっと  
声かけもされると良いと思います。話の仕方はちょっと違うかもしれないです  
けれども、そういうのはあると思うのですよね。ぜひ、ご検討いただければと  
思います。

〇〇委員 そういうふうに、「建替を要する」にも訪問したほうが良いと思うのですけ  
れども、そうすると、統計を取るときにはダブるわけで、その数字というのは  
「訪問」の中にも入ってしまうのでしょうか。

狭あい道路整備課長 そうしたときは、またこの表記の仕方を「建替を要しない」とか、「建替を  
要する」とかというような表記にするとか、またその辺の表現の仕方は検討し  
ます。

〇〇委員 別でもいいかもしれないですね。それは事業の対象となるものと対象でない  
ものがあるので、対象となるものとしては今のままの区分でいいと思うので、  
参考として「建替を要する」というものの中にも、行ってみたらこうだったよ  
みたいなものが頂けると、最終的に、〇〇先生おっしゃるように、我々はあそ

こがびちっと線が下がったというところができることが目標であって、あとは重点整備路線を指定を増やしていくとか、解除するとか、そういう日がいつか来ればいいと思っているわけですので、その目標がどれくらい達成されているのかなというこの1つの指標になるし、事業を進める長い目を見たときの展望もつくのかなという気はするので、その情報も頂けるといいかなと思います。

〇〇委員 「建替を要する」というのは、全部訪問しているという意味まで含めて、これを表示すればいいのではないですかね。

狭あい道路整備課長 表現の内容については、工夫をしていきたいと思います。

会長 ほかにはいかがでしょうか。

〇〇委員 資料の中に、さっきと同じようなのですけれども、「申請中」とか、「協議中」とか、「協議申請」とかあるのですけれども、それぞれがどの部類に入っていくのか。お話をしているけれども結論が出ないのが「協議中」なのか。「協議申請」というのは、もうご理解いただいて、拡幅の作業を待っている方なのかというのがよく見えてなくて、資料によって表現の仕方が違うものですから。

「申請中」というのは、拡幅をお待ちになっている、もうご理解いただいて、作業を待っている段階という理解でよろしいのですかね。

狭あい道路整備推進係長 はい。

〇〇委員 「協議申請」と後ろに出てくるのも、同じような、拡幅を待っていらっしゃるという状態ですか。

狭あい道路整備推進係長 協議を申請いただきますと後退線をお示しできる形になりますので、それに基づいて整備をなさるかどうかという判断がこれからはなるのですけれども。

〇〇委員 ということは、「協議申請」というのは、まだ「交渉中」というような範疇なのですね。統一していただくと見やすいかしらと思うのですけれども。分かりました。

〇〇委員 あるいはモデルの、簡単な略図というか、絵みたいなのがあって、例えば、家が拡幅線に引っかかっているパターン、家は外れているのだけれども塀がかかっているパターンとか、幾つかそういう凡例があると分かりやすいのだと思います。

狭あい道路整備課長 表現の仕方については検討します。

- 会長 イラストみたいなので、定義がきちんと書いてあると分かりやすいですね。
- 〇〇委員 説明いただくと、すごく分かるのですけれども。
- 〇〇委員 杉並区の方針として、申請があれば、予算のこともあるでしょうけれども、実施状況としては、ほぼ100%認められるということでしょうか。だから、「申請中」ということであればもう安心できるのですけれども、申請すれば100%オーケーになるのですか。
- 狭あい道路整備推進係長 100%ではないです。測量の結果、下がる位置についてお示しした段階で、思っていたより下がるとか、あとは、工事費用の関係で今準備できないとか、様々な理由で拡幅整備に至らないケースも中にはあります。
- 〇〇委員 土地所有者が経済的にそういう工事ができないということですか。
- 狭あい道路整備推進係長 そうですね。重点整備路線ですとか整備地区については助成金がかかなり手厚いので、そういう形でご協力いただける方は多いのですけれども、それ以外の地区ですと、持ち出しの部分もそれなりに出てくるので、そこがネックになってきてしまう方もいらっしゃいますし、重点整備路線、整備地区の中でも、それぞれのご判断になるので何とも言えないのですけれども、整備に至らないケースというのもあります。
- 会長 申請をされているけれども、結果的には整備済みに行かない方ですよ。それは、例えば、申請されているうち大体1割ぐらいか、2割ぐらいなのか、その辺のつかみとか。あるいは、今のご説明だと経済的事情なのかなと私は思うのですが、理由は個々の権利者で対応は違うでしょうけれども、大体要約すると、今まで過去5年間ぐらいだったらこういう理由で申請を取り下げた方がパターンとしては多いとか、そういうご説明を頂けると大変ありがたいのですが、どうでしょうか。
- 狭あい道路整備推進係長 理由として多いのは、先ほどご説明した経済的な部分ですとか、あとは、土地の所有者様が例えば複数いらっしゃったりとか、あとは、相続が発生していたりですとか、そもそも借地で住まわれている方ですとか。最後の承諾が取れないというところも、件数としては多いように感じます。
- 会長 権利関係が背景にあるということですね。
- 狭あい道路整備推進係長 割合は、正確には出していないのですけれども、体感という話で言えば、1割には行かないかなと思うのです。
- 会長 10件あれば1件あるかどうかというぐらいで、残りは大体整備済みのほうに行かれるということですね。



もったいないですよ。ぜひ、取りこぼさないようできればいいのだけでも、それが権利関係だと、相続発生するとか、権利者の同意が得られないことになるのが難しいですね。

どうでしょうか。

〇〇委員 重点整備路線⑦のところなのですけれども、重点整備路線の角地で2面下がれるというお話で、隅も切れてということであったのですけれども、これは角地の話だとして例えば重点整備路線に1面はかかっている、1面は2項道路で、下がらなければいけないけれども、重点整備路線ではない部分にかかっている場合というのは、助成としては片面しか出ないという理解でよろしいのでしょうか。

狭あい道路整備推進係長 こちらの、今ご指摘いただいた⑦の角のところは両方とも重点整備路線ですので、両方とも出ます。

1つ前の重点整備路線⑤の沿線のほうは、北側が実は重点整備路線ではないのですけれども2項道路ということで、一応両方とも下がっていただけるというところですが、重点整備路線のメニューで助成はしていく形になります。

〇〇委員 接しているから、面でかかるという理解になるのですか。

狭あい道路整備推進係長 そうですね。その敷地ごとで判断という形になります。

〇〇委員 ありがとうございます。

会長 ほか、いかがでしょうか。ご質問。

よろしいでしょうか。では、ここの重点整備路線と整備地区については、一旦閉めたいと思います。

幾つか新しい路線指定もありますので、重点整備路線としてもこれから取組が加速されるように思いますし、整備地区のほうもコロナが明けたということから動きがスタートということで、少し取組みが実を結ぶといいますか、そういう方向に今年度なっていくといいなと思いますので、ぜひ頑張って進めていただければと思います。

では、次の報告事項をお願いします。

狭あい道路整備課長 それでは、報告事項になります。

まず、令和4年度の実施状況について報告をさせていただきます。

席上に資料を配付させていただいてございます。前回の暫定版から変更箇所はございませんけれども、さきの区議会で報告しまして、決算数値として確定しましたので、改めてお配りしているような状況です。

内容については前回と変わりませんので、説明については割愛をさせていただきたいと思います。

議会のほうでは、報告したところ、重点整備路線の取組状況ですとか、新しく指定した重点整備路線の選定理由、それから、事業推進に当たっての課題といった質問があったような状況でございます。

続きまして、参考資料として配付しております「防災まちづくり通信」、こちらの色刷りのニュースになります。

こちらについては、かねてより重点整備路線の検討を行う予定があるとご案内をさせていただいた方南一丁目地区の防災まちづくりとなります。地元配布しているまちづくり通信となっておりますので、参考ということでお配りしたところでございます。

第14号の中面、2から3ページに防災まちづくり計画のたたき台の概要が、第15号は4ページに今後のスケジュールが記載されてございます。

狭あい道路をはじめとした道路整備についても取組方針に盛り込まれておりまして、来年度に防災まちづくり計画を策定し、その後、具体的な取組手法などを検討する予定となっております。

重点整備路線の指定に関する具体的な要望が、またこのまちづくりの中で出てくるような状況になりましたら、改めて協議会の皆さんにはご報告させていただきたいという状況です。

それと、今日追加でお配りさせていただいた、「私道舗装等整備助成のご案内」です。急なご案内となってしまって申し訳ないのですが、こちらについては、私道を改修、修繕する場合に、区として助成金をお支払いしているという事業を今行っています。

リーフレットの3ページを御覧いただいて、助成の要件ということで記載があるのですが、一番初めの①、私道の幅員ですけれども、1.2メートル以上あることということで、幅員については1.2メートル以上あれば助成の対象になっているという状況でございます。

今日このお話をさせていただいたのが、狭あい道路の拡幅をやっている事業の一方で、私道整備の助成については1.2メートル以上あればいいということで、助成の対象にしているというところもあり、私道整備助成の在り方について少し考えたほうがいいのかということでご指摘を頂いている状況がありまして、まだ協議会の皆さんにどういった形で関わっていただくかという

のは全然決まっている状況ではないのですけれども、まず現状を知っていただくために、今回このリーフレットをお配りさせていただきました。

私道については、杉並区内に大体300キロある状況で、ほかの区と比べて私道が多い状況になっています。よく要望が来るのですけれども、私道が設置されてからかなり年数もたっているところも多くて、舗装については大分傷んでいる状況です。

現在は年間の予算として大体1億8,000万円程度計上されています。予算の執行率としては9割を超えており、大変利用率の高い状況ではあります。助成の必要性については、そういった利用されている状況から見てもとても高いものだということはあるのですが、先ほど冒頭でお話したように、狭あい道路4メートル未満の道を4メートルに拡幅していくという事業をやっている一方で、1.2メートルの幅で舗装をやり直してしまうということになってしまうと、その次の拡幅というところにまたなかなかつながりにくくなってしまわないかということもあるので、その辺については少し考えていく必要があるところだと思います。

この私道の助成を入れるときに、2項道路であって、建て替えを伴わずに後退できる場所があれば、こちらで戸別訪問などを行って、この助成のタイミングに合わせてL形も下げてくれないですかということで営業をかけている状況ではあるのですけれども、全部が全部そういう状況でもないということもありますので、なかなかこの私道整備助成で4メートルへの拡幅というところにつながっていない状況ではあります。

会長とも相談させていただきながら、協議会でどう関わっていくかというのをこちらのほうでも検討させていただきたいと考えているところです。

報告については以上になります。

会長

では、一応今日の議事の3番目の報告、令和4年度の確定版の実施状況と、それから、「その他」ということで、方南一丁目のまちづくりの動向と、それから、私道の舗装助成制度が現在区にあるのだけれども、ちょっと課題があつてということでご報告で、これも皆さん方から意見があれば、この場で決めるという議論ではないのですけれども、意見があれば出していただければと思います。

まず、報告書のほうはどうでしょうか。令和4年度の実施状況に関する報告がございました。これ前回と同じ資料の確定版なのですが。

〇〇委員 1 ページに「拡幅整備の取組」というのがあって、「折衝による拡幅」のところ、令和4年度の折衝件数が111件と前年に比べて極端に減っていて、令和2年に比べても減っていると。この折衝はポスティングなども含むという説明が下に書いてあるので、コロナの影響だけでもないなと思っているのですが、前にも質問したかもしれないのですが、何でこんなに減ってしまったのでしょうか。

狭あい道路整備推進係長 まず、1つ大きいのは、やはりコロナの影響というところがあります。

あとは、そういう状況の中で訪問を行うことはどうなのだというご意見を頂いたところもありまして、件数としては下がってしまっている。

〇〇委員 コロナの影響があるから、直接対面でお会いするような訪問は避けるというのは理解できるのですが、DMの送付とかポスティングだったら一方的な行為ですから、もっと折衝件数を増やしてもよかったですのではないかなと思っ  
ていまして、そもそもポスティングから恐らくこういう交渉というのは始まる  
のでしょうから、ここは、令和5年度は頑張っていたいただきたいなと思います。

会長 ほか、どうでしょうか。

〇〇委員 今ご指摘があった令和4年度減っている件ですが、議会に報告される  
ときに、そこら辺について議会から意見があったとかというようなことはな  
かったですか。

狭あい道路整備課長 特に、ここの部分についてのご指摘はなかったと思います。

〇〇委員 ありがとうございます。

会長 議会の反応はどうでしたか、全体を通じて。

狭あい道路整備課長 議会の反応は、新しく重点整備路線を指定したため、その点についてのご質  
問がありました。

それと、さきほどお話したように、取組みを進めるに当たっての課題につい  
て質問がありました。

課題については、そのほとんどが建て替えによる拡幅の件数が多いという中  
で、いかに拡幅によらない拡幅整備を進めていくかがとても重要な話である  
というお話と、そのためにはこの事業の内容をより分かりやすく皆さんに伝えて  
いかなければいけないというお話をしたような状況です。

〇〇委員 「拡幅整備工事費」というのが書いてあって、大体横ばいで金額は出てい  
るのですが、この工事費用というのは、例えばポスティングは業者に委託  
するとか、それから、測量するための測量の費用とか、そういう、いわゆる拡

幅のための直接の工事だけではなくて、これには業者委託費用も含まれているのですか。

狭あい道路整備課長 この工事費については、直接の工事費です。工事については、工事業業者に発注してセットバックの工事をしているというところです。

〇〇委員 工事業者に対する費用だけですか。

狭あい道路整備課長 そうですね。そのほかの、今、〇〇委員からお話のあったポスティングとかの委託費については、別途かかっている状況ですが、こちらの表ではお示ししていない状況です。

測量については、一番下のところ「測量費」ということでお示ししています。

会長 単位は、千円ですね。令和4年で工事費が9億円かかっているのですね。

いかがでしょうか、ご質問、ご意見。

最近物価が上がっていますから、こういう事業費もこれから大変ですね。件数が横ばいであれば、今後単価をどうするかといった課題が生じるでしょうね。

よろしいですか。では、実施状況に関する質疑は一旦打ち切りますが、ご意見あれば後でも受け付けます。

その次の、その他でご紹介いただいた方南一丁目について、ご意見あればと思います。地元でこのようなまちづくりの動向があるということですが。

我々の狭あい道路の協議会に、方南一丁目から候補路線が上がってくる可能性があるかと理解してよろしいのですか。その辺、この図やコメントを見るだけではなかなか分かりにくいのですが、いかがですか。

狭あい道路整備課長 今後のまちづくりの中での機運、どこに特に重点を力を入れて取り組んでいくかという話の流れにはなっていくかと思うのですけれども、地元からは重点整備路線という話も出てきたりはしているようなので、その辺についてはまたこちらの協議会とも連携し、お話をさせていただきながらどうかというのは考えていきたいなというところではあります。

会長 例えば、通信の14号を見ますと、見開きを開くと、真ん中に地図があって、「防災まちづくり方針図」という、決まったわけではないですが、たたき台が提示されていて、方南一丁目では、緑の道路は6メートル以上の道路に広げたいという構想を打ち出されていますね。それ以外のオレンジ色の細い道路は、凡例を見ますと「狭あい道路の拡幅整備の推進（4m）」とありますから、要

するに2項道路とか、それが塗られているのかなと、結構たくさん狭あい道路があるのですが。

この協議会では、これを全部重点整備路線にするというのは、ほかの地区とのバランスもあって、ちょっと難しいだろうなとは思っているのですが、そういった意味で、選別されて、地元からこことここはぜひ重点にしたいとか、そういう話は、今年以降、地元で話し合われる可能性があるかどうか如何でしょうか。あるいは、ないけれども、このテーブルで逆に選別をするということが求められてくるのかどうか。その辺の見通しはどうかののでしょうか。

狭あい道路整備課長 大きな流れとしては、この協議会から発意して方南一丁目の中で重点整備路線を決めていくというよりは、地元の意欲というのは大事なことだと思いますので、地元から、この場所をもっとこうしていきたいというところを受けながら重点整備路線を決めていくほうが、今後の事業展開も考えたときに地元に入りやすく展開しやすくなっていくと思いますので、今後の調整もありますけれども、よりよい方法としては、地元からの発意で、こちらで重点整備路線を決めていくというような流れがいいのかなとは考えてはいます。

土木担当部長 これは、恐らく両方なのだと思います。

今まで、重点整備路線を決めるに当たっては、東京都の防災まちづくり計画に上がっているとか、あるいは、避難所があるとか、緊急輸送道路と接続の道路だとか、そういう部分もありますので。

ただ、この狭あい協議会としての役割というのは、今まで指定されたらこれだけの成果があった、あるいはこれだけのメリットがあるということと関係する部署や地元を提供するということが必要だと思うのです。そういう中で、先ほど所管課長が話しましたとおり、地元の意向がどうかということところが、1つこの拡幅につながる部分だと思います。

会長 なるべく地元発意で事業化にしていきたいということですね。

〇〇委員 以前、重点整備路線を増やすかどうか議論したときがあって、そのときに、現在この重点整備路線は7地区決まっているのですが、そのうち6地区が阿佐谷で、残り1つは久我山ということで、私、直接ここには来ておらずウェブでやったのですが、杉並の西側、阿佐谷のほうにばかり重点整備地区が偏っていて、杉並の東側の方南とか松ノ木のほうは全然ないではないですかと、このアンバランスなところは問題ではないですかと質問したら、方南はこうやって地元の人が一生懸命頑張っているから当面重点整備路線にしなく

てもいいのだというような、当時ご回答を頂いた記憶があるのですけれども。いずれはこういう方南などにも力を入れなければいけないだろうなと思います。

会長

ありがとうございます。

方南一丁目の地元でまちづくりの動きがあって、そういう動きの中から候補が上がってくれば、この協議会のテーブルにかけて、重点整備路線にしていこうという議論もあったと思うのですよね。そういった意味では、まだそういう課題があるということですね。

地元の人でこういう構想があって、この15号の最後のページにある今後の予定などを見ると、3月にオープンハウスを予定されたりして、地元と計画の案も協議されるような場が、今年度も3月までオープンハウスでやって、来年は計画を策定する、それを踏まえて地元案を策定されるということになっていますが、我々としてはこれを待った上で、いい案があれば受けていきたいなということになると思うのです。

ぜひ、これはご検討いただければと思うのですが、オープンハウスなどで重点整備路線というのがありますよと、重点整備路線に指定されるとこんな普通の建て替えの助成よりもメリットが多い、こういうメリットがあるのです、だから、例えば地元で検討してみたいかとか、ここでステージに上がりやすい情報を地元で提起していただけると、地元でも検討しやすいのではないかなと思うので、その辺もご検討いただければと。

狭あい道路整備課長 狭あいの事業としてこういうメニューがありますよというのをお示して、それを地元としてどう捉えていただくかというのは重要なことだと思います。ご指摘ありがとうございます。

〇〇委員

例えばの話ですけれども、まちづくりの計画と狭あい道路が例えば連携して、先ほど〇〇委員がおっしゃったように、区の中の全体の防災の意味合いを加味して、不均衡、もちろん杉並の東側のほうが木密地域が多いというのは多分多くの方が認識していて課題だと思うのです。なので、面的に狭あい道路はもちろん予算もあるとは思いますが、全体でかけてしまって、この面的に防災の能力を上げていくという考え方みたいなのはできないかなとふと思ったので、そういうのはいかがでしょうか。

狭あい道路整備課長 整備地区みたいなイメージですか。

〇〇委員

防災まちづくりの計画というのが地元の人たちの発意で出てくるのであれ

ば、それを主軸にしたまちづくりの在り方。例えば、年末などは特にこの北側で火災があったりとかで、多分すごく意識的にも皆さん考えるところがあると思うのですが、そういう中で、まちづくりと一体となって防災を考えていくという方針みたいなのもあっていいのではないかと思います次第です。

狭あい道路整備課長 こちらのまちづくりについては、防災まちづくり計画というところで、大きくは防災というところを主眼に入れたまちづくりに取り組んでいるというところもあります。そういった意味では、今、〇〇委員がおっしゃったように、面的にこの地区をどうしていくかというのは考えられているものではあるのかなとは思っております。

そういった中で、14号の中面で取組方針ということで、この地区については特にどの辺に重点を置いてというところで、真ん中の緑の色で四角く塗られたところに4つありますけれども、耐震・不燃化ですとか、道路の整備とか、オープンスペースの確保とか、防犯性の向上というところで、特に力を入れていく必要があるのかなというのが、地元を含めたまちづくり計画の今のところのたたき台という形になってきているのかなというところだとは思っています。

会長 ちなみに、6メートル道路がありますが、用地買収方式で進められる計画はおありなのですか。未定なのでしょうけれども。

土木担当部長 例えば、地区計画であれば、そういう地区施設としての考え方もあります。ただ、まちの中で道路の拡幅事業というのは必要なことという理解が進めば、建て替えて下がっていただけたりとか、あるいはそれには奨励金というところも考えられますので、一律に用地買収だけというのがいいのかどうかというのが、ちょっと模索しながら進めていかなければいけない部分かなとは考えているところです。

〇〇委員 例えば、地域の理解が得られるのであれば、沿道街路事業みたいな形で、街区ごととか、ある程度面的なまちの更新も含めて、防災まちづくりということも考えられるとは思いますが、いかがでしょうか。

狭あい道路整備課長 どういったメニューを使ってこのまちづくりに取り組んでいくかというのは、また今後の展開の仕方とか、いろいろ要件とかもあると思いますので、所管する部署は別の部署になりますが、その辺は有効な手法を活用しながら、まちづくりを進めていくということにはなるかと思えます。

〇〇委員 方南一丁目の真ん中の計画ですけれども、これは基本的に「防災まちづくりの取組方針」でしょう。実現したいのは、消防活動の困難区域の解消というの



が全体としては一番大きな目標であって、それは6メートルに広げていく。消防活動の困難さを解消していくということだけれども。それと、我々が今ここで扱っている重点整備路線というのは、むしろ4メートル未満を4メートルまで広げるための手立てとしての重点整備路線なので、ここで言っている6メートルにしようねというのと、4メートルまで持っていこうねという重点整備路線とはちょっと相入れないというのか、目標が違うような気がするの、地元からここを重点整備路線にして、せめて4メートルにしてねというのが上がってこない、ここで言っている6メートルのところをそれに充てるというのは、ちょっと筋が違うような気がするのだけれども、どうでしょうかね。

狭あい道路整備課長 委員お話のとおりだと思いますので、道路によって機能する性質や役割というのはそれぞれ持っている状況で、特に6メートルと4メートルというのは、大きくその機能については差があるというところだと思います。この場については狭あい道路の拡幅というところに力を入れていくということだと思いますので、その辺についてはまちづくりの担当部署とも調整しながら取り組んでいく必要があるかなと考えております。

会長 幅員によって道路の役割は違うので、ここのテーブルはあくまで4メートルの拡幅を目指そうというテーマなので、そういう整理はしていただきたいというご意見だと思います。

ほか、どうでしょうか。よろしいですか。

では、方南一丁目のまちづくり、これは地元でより進めていただいて、このテーブルに、できれば、新年度、そういう候補が上がってくると期待したいと思います。

では、もう1点、その他の事項で「私道の舗装整備助成のご案内」。これは現況の制度はこういう制度があるというご紹介いただいた上で、少し課題があるというのは、道幅が1.2メートルというもの、例えば1.5メートルぐらいでも整備の対象に現在はなっているのだけれども、どうも狭あい道路の拡幅整備という別の制度がありますけれども、それとかぶっていくといえますか、狭い道路に対してもそういうことをやるというのはいかがなものだろうかというご意見が出ているようなので、その辺についてご意見あればということですが、いかがでしょうか。

私から先ず質問させていただきます。助成の申請者というのは誰になるのですか。

狭あい道路整備課長 基本的には、私道の持ち主です。

会長 私道を持っている方が申請されるのですね。

これは1.2メートルとか1.5メートルで整備をしても、建築基準法の2項道路の定義でいえば、現況幅員が基本的には1.8メートルよりも広い道路が2項道路という定義になってきますから、1.2から1.8までの間は、整備しても2項に将来なる可能性がないですよ。

狭あい道路整備課長 私道全般なので、建築基準法上の道路であるかないかとか、建築線が入っているか入っていないかとかも関係なく、対象にはしているのです。23区の中だと、建築線が入っているものを対象にしている区もあたりはするのですけれども、そうやって条件を絞っていくのも1つの考え方だと思うのです。

一方で、さっきお話したように、1億8,000万円ぐらいの予算が消化できてしまうぐらいの申請があるという状況で、例えば4メートルに拡幅しないと駄目ですよとか、建築線が入っていないと駄目ですよとかというふうに条件を絞っていってしまうと、今度はその助成の対象がだんだん少なくなっていって、今みたいな運用の仕方ができなくなっていってしまうとなると、舗装が傷んだ私道が長く残っていき、その対応が今よりはスムーズにできなくなっていってしまうという危惧があります。

土木担当部長 ある意味、区民にとっては、ここが公道なのか私道なのかというのが分からないですよ。そういう中で、舗装が悪いものが放置されていくという状況になってしまうということですね。つまりきだったりとか、危ない箇所がずっと残されていくという可能性があります。

〇〇委員 今、予算の消化率が非常に高いというお話があったのだけれども、まだまだこの1.2メートル以上で、私道の舗装を改良していかなければならないという需要というのは、まだまだたくさん候補が残っているわけですか。

狭あい道路整備課長 具体的に量を正確に把握しているわけではないのですけれども、こちらの助成については1回助成しても、年数がたつともう1回助成を受けられる状況です。なので、1回出して終わりということではなくて、ある程度年数が経てば繰り返し、繰り返しその場では使えるということになるので、ある意味終わりが無いといえば終わりが無いという状況ではあります。

〇〇委員 ちょっとイメージが沸かなくて、1.2メートル以上で、例えば1.8メートル以下の私道は、次回でいいのでどんな道があるのかというのを教えていただけると。

狭あい道路整備課長 いわゆる通路みたいなものです。

〇〇委員 旧水路を蓋したようなところはいっぱいあるのですよね。結構裏側へ回ると、これ道と言っていいのというようなところで、実際には歩かれています。

〇〇委員 暗渠が私道になっていたりするのですか。

〇〇委員 暗渠になっているようなところで、道路になって、私道状になっているところは、結構ありますよね。

〇〇委員 300キロぐらいとおっしゃっていましたよね。

〇〇委員 繰り返し使えるのだね。

会長 あと、助成率ですが、100%と書いてあるから工事対象費用全額見るということですね。ほかの区だったら例えば9割は区が負担して、1割は地元の権利者が負担するような、そういうケースもあると思うのですが、杉並区は恵まれているんですね。

狭あい道路整備課長 これは条件があって、条件に合致すれば100%というところではあるのですけれども、ほかの区と比べると手厚いとは思いますが。

〇〇委員 それはそこを助成してでも、舗装されていることが、通行する人の数がそれなりにあって、安全性の観点からすると、しないよりはしておいたほうがいい、それは何でもそうなのだと思いますのですけれども、比較的一般の通行に供されているようなところが多いということですか。

狭あい道路整備課長 一応、通り抜けができる道路とか、幅員のほかにも幾つか条件があるので、その条件に合致したものに対して助成金をお支払いしているというところですよ。

〇〇委員 そこに住んでいるその人たちだけで、あなたたちのためだけでしょうかという道ではあまりないということなのですか。

狭あい道路整備課長 中には行き止まりのところも対象になっていて、それも2軒以上そこに玄関があればという条件にはしていたりするので、全く不特定多数の人が常に行き来している場所だけというところでもないのです。

〇〇委員 現実にはそういう、例えば、危機的な状況がこれから先あったときに、そういうところを通行して逃げるということは十分考えられるということですよ。

今後、上がってくるかもしれないというのは、こちらで議論をしたい、こちらでこれを検討することも考えられるというのを、この協議会に何を求められるから上がってくるということになるのですかね。対象とする道が違うわけで

すから。

都市整備部参事(道路担当)

私道の条件そのものではなくて、私道整備を助成するに当たって2項道路で下がっていないようなところまで舗装するか。だから、建て替えなければ下がれないようなところはなかなか難しいでしょうけれども、過去に下がって、セットバックはしたけれども道路状にしていなくて、物を置いたり、使ったりしているようなところまで残して整備をするのかというのが課題。

極端に言えば、例えばそれは私道だけではなくて、区道においても4メートル未満の道路というのは補修をしているわけです。そんな中で、まだ4メートル下がったところと下がっていないところ、そういうところを区が整備するに当たっては、全部この申請状況だとか、下がる、下がるは1件1件当たってやっているのですけれども、それでもそういうところを補修していくのはどうかという課題、問題意識は持っているのです。

全部2項道路4メートル下がらないと補助しませんよというのは極端な話でしょうけれども、どこまで条件にするかというところは検討の余地があるかなと思います。

〇〇委員

そうすると、今より条件を厳しくするという方向になる。今より要件を緩和することも考えられなくはないのでしょうか。

都市整備部参事(道路担当)

厳しくすることによって、拡幅が少しでも進められればということもあるかと。

狭あい道路整備課長

私道整備という助成をきっかけに、狭あい道路の拡幅というところにつなげられることができるのであれば、それはいいのかなとは考えているのですけれども、ただ一方で、条件が厳しくなっていくと、また対象が少なくなってくるというところもあって、その辺をどうしていけばいいのかというところは、課題と今認識しています。

〇〇委員

先ほど〇〇委員がおっしゃったように、内容が違うので、ここの場で議論する話ではないのかなと思いますし、あと、これはアスファルト舗装に助成金を出すというのは一種の福祉政策だと思うのですね。だから、これを完全にゼロにするとか、また厳しくするというのもいろいろ問題があるわけですし、そのバランスはどこか別のところで議論するのがいいのかなと。

これが直接狭あい道路の拡幅に影響があるかどうかというのも、私としては疑問も思っているので、別のところで議論をすればいいのではないかなと思います。

あと、会長がおっしゃるように、本来私道の舗装というのは私道の所有者が自己負担でやるべきものなのですから、100%区が助成しなくてもいいのではないのかなと個人的には思います。

狭あい道路整備課長 協議会の皆さんにどうやって関わりを持っていただくかというところは、今〇〇委員からお話あったように、こちらでも十分整理できていないというところもありますので、この場については、こういう制度があつて、現況こうですよというところを知っていただくという限りでご理解いただければと思います。

もし、本当に協議会に何らかの形で関わっていただくというところであれば、会長とも相談させていただきながら、皆さんのご意見を聞きながら考えさせていただきたいと思いますので、この場については現況の情報をお知らせしたというところでとどめていただければと思います。

〇〇委員 でも、目標とするところは一緒だと思うのです。広ければいい、広くて、表面が整備されていれば、緊急のときに車両が入りやすいとか、逃げやすいとか、広ければ広だけみんなが逃げられる余地が増えるわけなので、目標とされるところは多分どっちの制度も同じことだと思うのですよね。

だから、リンクできる場所があれば、こういうところからそういう、拡幅したらもっといいというところに、皆さんの意識をつなげていけるような、そういうアピールの仕方というのを考える余地はもっといっぱいあると思っているので、そういうふうにとるところと、区として携わらなければいけなくて、最低限今絶対的に上げていくべきところ、多分ここが求められているのはその部分だと思うので、そことのリンクというのがどううまくできたらいいかなというところは考える余地は十分あるのかなと思います。

会長 〇〇委員、よろしいですか、これに関して。

〇〇委員 まだ把握できないところがありまして、この私道の助成をすることによって、例えばこの狭あい道路の、今この進める話というのが、足かせになってくる部分というのは現状あるのでしょうか。

狭あい道路整備課長 例えば、2項道路の私道があつて、4メートル未満のところは部分的にありますよとなったときに、そこをこの助成を使って、1回きれいに舗装を直してしまうと、次に拡幅しようという意識がなかなか働きづらくなってしまわないかなと。もう1回きれいになってしまったからいいやとなってしまうのかなと。

逆に、舗装をきれいにするので、4メートルに拡幅してくれないですかというような、働きかけは今もしているのですけれども、もっと強力に進めることができないのかなというところです。

〇〇委員 2項道路で、拡幅していない道に関しても、この助成が受けられてしまうと。承知しました。

〇〇委員 その要件を考えるという余地はあるかもしれないということですよ。今の条件設定のところ、4メートルに本来すべきところの助成については、要件を付加するとかいうことをやれば、そっちに誘導していける余地はあるかもしれないということですよ。

狭あい道路整備課長 私道については、ご存じのとおり2項道路だけではなくて位置指定やいろいろな種類がある中で、4メートル未満の道路というのがあって、2項道路だけをピンポイントに狙っていくというの、ほかの同じような4メートル未満がある中でどうなのかなというの議論していかないといけないことだと思います。

会長 私の個人的意見を言わせていただくと、助成率が100%というのがちょっと手厚いなと。というのは、整備をするのは区がやってくれると。所有されていますから道路管理の責任は私道の所有者が負うのでしようけれども、事故があったときとか、それは私道の所有者が負うところですが、ただ、放っておいても、電話1本できれいにしてくれるということだと、沿道の方々も、道路所有者の方も、その道に対する意識というのが希薄になるといいますか、普通に見ている道と同じだという。

そうでなく、例えばこれが90%ぐらいは区が負担するけれども、10%は地元だよとなると、10%の負担に対して話し合いをしなければいけないですよ。協議が整わないと助成が受けられない。そうすると、30年に一度ぐらいかもしれないのですけれども、その時々所有者が話し合いをしなければいけないということが付加されますので、そういう条件はつけたほうが良いような気がします。

要するに、個人の財産を公共側で造ってあげるわけですから、そういう意味では、少し地権者の負担が一部あるとか、そういうことはあると良いような気がするのですけれども。ほかの区はそういう制度が多いものですから、本日お話を聞いて直ぐに感じた感想です。これを強い意見で主張するわけではないので、そういう感触を持ちましたという感想です。

割と、高度成長の頃とか、昭和の時代は砂利道の私道が多くて、そういう時

代にいろいろな公共団体でこういう私道助成制度をつくられて、路面をアスファルトで埋めるような、そういう市街地を造り上げていったのですよね。区道は区の責任でやられますけれども、私道はそういう整備が入らないものですから、そのままでは砂利道だったのですよね。それが徐々に、徐々に舗装されていきました。だから、こういう制度はあまりしっかりやられていない埼玉などの自治体に行くと、まだ私道で砂利道が結構たくさんありますよね。

これは、そういう意味では結構沿道の方々は利益を得ているといえますか、メリットを享受されていますよね。土地の評価額だって、それで決まるわけではないけれども、ちゃんとした道らしき道があるなどとなりますものね。

どうでしょうか、ほかにご意見あれば。よろしいですか。このテーブルでこれを決めるわけではないので、皆さん、感想とかご意見で結構だったのでよろしいですか。ありがとうございました。

では、一応その他については以上になりますが、事務局で、その他、次回開催とか、その辺があればご説明下さい。

狭あい道路整備課長 どうもありがとうございました。

次回の協議会ですけれども、来年度の6月頃を予定してございます。詳細の日程につきましては、4月以降に会長と相談させていただいて、皆様にお知らせをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

会長 では、今日は日程は決めないで、今年の6月以降、だから、6月になるか、7月になるかちょっと。

狭あい道路整備課長 6月頃を今のところ予定してございます。

会長 何かご予定で、何月はないとか、そういうの。1か月ぐらいいないとか、大丈夫ですか。では、一応6月以降ということで。

狭あい道路整備課長 それでは、今年度最後の会になりますので、土木担当部長、土肥野から一言ご挨拶を申し上げます。

土木担当部長 皆さん、本日は協議会での議論、どうもありがとうございました。

今年は、新年元旦から能登半島で大きな地震がありました。多くの死者が outcome、また、けが人も多く、いまだ避難されている方も多くいるという状況です。

小さい地震であっても、例えばけがのときに緊急の道路、救急車両が来るとか、あるいは物資が届くとか、そういうところでは道路の拡幅というのは地道ですけれども重要なことだと思っています。

また、地震だけに目が向いていますけれども、昨年11月には高円寺南で火災がありました。道路が狭いというところもありまして、なかなか消火活動だつたりとか救助活動が思うように進まなかったという状況があります。その後に、道路を拡げてほしいという要望も来てはいるのですけれども、それだけではなくて、ごく普段から自分事として捉えられるような道路の拡幅のPRをしていかなければならないなど区も考えているところです。

今年度、2回の協議会ではありましたが、次年度もまた皆様方からご尽力賜り、道路の拡幅、そして、区民の安全・安心につなげていきたいと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

狭あい道路整備課長 以上でございます。

会長 では、今日はこれで閉めるということでよろしいでしょうか。

では、長時間ありがとうございました。

— 了 —